

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年5月まで
② 昭和50年12月

社会保険事務所（当時）へ行った際に、申立期間①及び②の国民年金保険料は還付されているとの回答を受けたが、還付請求をした覚えも還付を受けた覚えもなく納得できない。また、国民年金保険料が還付されたとして、申立期間①のうち、昭和50年5月については厚生年金保険にも国民年金にも未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、特殊台帳及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、いったん納付されていた申立期間①及び②の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

しかし、申立人は、昭和50年5月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同月については、他の公的年金に加入しておらず、強制加入対象期間であることから、本来、国民年金保険料を還付することは適当でない。

一方、申立人は、昭和50年5月を除く申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料については、これを納付することはできず、この過誤納が判明した時点で別に充当できる期間も無かったことから還付処理されたものであり、その処理自体に誤りは認められない。

また、申立期間に係る国民年金保険料還付請求書等の関係書類は保存期限が経過し、保管されていないものの、特殊台帳には、過誤納について調査決定した時に記載することとされている還付対象期間、還付金額が記載され、

その金額に誤りも無く、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月の国民年金保険料については還付処理に誤りが認められ、申立人は同月の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から49年9月1日まで
昭和44年3月5日にA社に入社し、49年8月31日まで勤務しており、厚生年金保険料は毎月控除されていたはずなのに、48年9月1日から49年9月1日までの被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間当時、B部門に配属されていた申立人の同僚は、申立人が申立期間において正社員としてA社のB部門で勤務していたと証言しているほか、申立期間当時の同社の取締役及び同僚二人も、申立人はA社を退職してすぐにC社（現在は、D社）E営業所に転職したと証言しているところ、オンライン記録から、申立人は49年9月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社も申立人を同日に採用したと回答しており、申立人は、申立期間において、A社に正社員として勤務していたと推認できる。

また、申立期間当時のA社の監査役は、同社では、正社員であれば必ず厚生年金保険の被保険者資格を取得させ、保険料を給与から控除していたと証言しているところ、申立人が記憶している同僚6人については、いずれもA社における被保険者記録が確認でき、そのうち勤務期間の確認ができた二人については、勤務期間と被保険者期間が一致しており、A社の事業主は、正社員については、勤務期間中は、厚生年金保険に加入させていたことがうか

がえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が資格喪失日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、平成14年10月から15年1月までは32万円に、同年2月は30万円に、同年3月及び同年4月は34万円に、同年5月は32万円に、同年6月は24万円に、同年7月は34万円に、同年8月は32万円に、同年9月は30万円に、同年10月は32万円に、同年11月から16年3月までは30万円に、同年4月は32万円に、同年5月は30万円に、同年6月は34万円に、同年7月は32万円に、同年8月は34万円に、同年9月から同年12月までは32万円に、17年1月及び同年2月は30万円に、同年3月は26万円に、同年4月及び同年5月は32万円に、同年6月は28万円に、同年7月及び同年8月は30万円に、同年9月は38万円に、同年10月及び同年11月は32万円に、同年12月は28万円に、18年1月は30万円に、同年2月は28万円に、同年3月は32万円に、同年4月及び同年5月は30万円に、同年6月及び同年7月は34万円に、同年8月は32万円に、同年9月及び同年10月は30万円に、同年11月は32万円に、同年12月及び19年1月は30万円に、同年2月は28万円に、同年3月は30万円に、同年4月から同年6月までは32万円に、同年7月は28万円に、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から19年9月1日まで

現在勤務している事業所において、平成14年10月に社会保険に加入してからは、30万円以上の標準報酬月額であるはずなのに、不当に低い金額で届け出られていることを「ねんきん定期便」を受け取ってから知った。事業主に申し出たところ、19年9月以降の記録は正しい標準報酬月額での

届出に応じてくれたが、それ以前は2年以上経過しているため訂正されていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書から、平成14年10月から15年1月までは32万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は24万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月から16年3月までは30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年7月は32万円、同年9月から同年12月までは32万円、17年1月及び同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は28万円、18年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月及び19年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月から同年6月までは32万円、同年7月は28万円及び同年8月は30万円とすることが妥当である。また、申立期間のうち、申立人が給与支給明細書を所持していない期間については、「給与支払報告書及び市民税・県民税課税台帳」に記録された社会保険料控除額及び総支給額から、平成16年6月及び同年8月を34万円、17年9月を38万円、18年7月を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月30日については6万円、17年3月31日については8万3,000円、同年6月30日については19万2,000円、同年12月29日については19万1,000円、18年3月31日については8万6,000円、同年6月30日については22万1,000円、同年12月30日については21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 女
基礎年金番号：
生年月日： 昭和44年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成16年12月30日
② 平成17年3月31日
③ 平成17年6月30日
④ 平成17年12月29日
⑤ 平成18年3月31日
⑥ 平成18年6月30日
⑦ 平成18年12月30日

A社から申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控

除に関する資料（給与項目一覧表）から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、平成 16 年 12 月 30 日については 6 万円、17 年 3 月 31 日については 8 万 3,000 円、同年 6 月 30 日については 19 万 2,000 円、同年 12 月 29 日については 19 万 1,000 円、18 年 3 月 31 日については 8 万 6,000 円、同年 6 月 30 日については 22 万 1,000 円、同年 12 月 30 日については 21 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から12年3月まで
結婚が決まり、母親がさかのぼって納付できる2年間の国民年金保険料を納付してくれたと聞いているのに、未納になっていることに納得できない。母親は確かに2年間の国民年金保険料を区役所かその出張所で納付したはずであると言っており、母親の所持する当時の家計簿に証券会社から引き出したお金を私の年金にあてたとみられるメモがある。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、時期は定かではないものの、申立人の結婚（平成12年11月*日婚姻）が決まったころに申立期間を含む2か年の国民年金保険料を当時申立人が居住していた区の本所又は出張所で一括して納付したと主張するところ、平成12年9月に申立人の同年4月から12月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。しかし、同年9月時点では、過年度保険料となる申立期間の国民年金保険料に係る納付記録は無い上、過年度保険料については市区町村で収納することはできず、同区もそれを一切取り扱うことはないと回答しており、申立人の母親の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出した備忘録（メモ）には、証券会社からの引出金を申立人の年金保険料に充当したことがうかがえる記録はあるが、それが申立期間の国民年金保険料の納付に充当されたかどうかは確認できない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親から聴取しても、具体的な納付状況（納付時期、納付金額等）が不明である上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年8月まで
昭和63年4月から同年8月までの5か月間は無職だった時期で収入も無い状態だったが、その期間について母親が国民年金保険料を納付していたかもしれない。私も、私の母親も当時のことについてほとんど記憶しておらず資料も無い状態ではあるが、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成2年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者となっていない期間であり、申立期間を含む昭和63年4月から平成元年4月までの期間について、申立人が居住していた市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を検索しても申立人の記録は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続に関して記憶が曖昧である上、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の母親から聴取しても、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年11月まで
20歳になったところに年金手帳が自宅に送られてきた。国民年金保険料の支払いを督促されたので、自宅に集金に来た人に母親が何度か支払った。支払う時は1か月分ではなく数か月分支払ったが、その金額は記憶していない。領収書はもらったと思うが、国のすることなので信頼していたため、現在は処分しており持っていない。未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを納付したとする申立人の母親も納付時期、納付金額及び納付期間に係る記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、集金人がその場で領収書を発行する携帯の機器を持っていたと主張するが、申立期間当時、申立人が居住していた市は、市の職員や市が委託する集金人はそのような携帯の機器は使用していなかったと説明しており、当該母親の主張には不自然さが見受けられる。

なお、市町村が実施していた国民年金保険料の収納事務が国に移管された平成14年4月以降、社会保険事務所（当時）では金銭登録機が使用されており、申立人の母親が集金人を同事務所の職員と誤認している可能性がある。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、このころ、事務処理の機械化が図られ、記録管理に誤り等が生じることは考え難い上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 9 月まで

昭和 52 年の 8 月下旬か 9 月上旬にけんしょう炎治療のため病院へ行かなければならなくなったが、当時、国民健康保険に加入していなかったため、その加入手続のために市役所へ行った。その際、市役所職員から「国民年金保険料が未払いのため、一括払いが必要である。」と言われ、後日（昭和 52 年 9 月上旬ごろ）、同市役所の窓口で未納となっていた申立期間の国民年金保険料を一括して支払った。

国民健康保険の手続に行ったにもかかわらず、国民年金にも加入し保険料を支払わなければならないと言われ疑問に思ったが、言われるままに支払った記憶があるので、その期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を申立人が居住する市の担当者の指示に従い、同市の窓口で一括して納付したと主張するが、納付した保険料額の記憶は定かではない。また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人はその主張どおり昭和 52 年 9 月 6 日に国民年金の加入手続を行っていることは確認できるが、申立期間については未納となっている上、この加入手続を行った時点では、申立期間の一部（昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで）の国民年金保険料は、市町村が収納することができない過年度保険料となるところ、同市は、当時、過年度保険料を取り扱っていなかったと説明しており、市役所で一括して納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 888

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 29 日から 35 年 12 月ごろまで

私は、昭和 33 年 4 月から昼間は専門学校で学んでおり、同年 12 月からは、夜間、A社B事業所に1日5時間程度のアルバイト勤務をした。仕事内容は、Cの検査であり、勤務の期間は24か月ないし30か月くらいだったと思う。厚生年金保険の加入記録が33年12月の1か月のみであるが、勤務期間は1か月という短期間ではなかったため、厚生年金保険の被保険者でないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所（以下「B事業所」という。）が保管する退職者名簿から、臨時職員であった申立人が昭和33年12月28日付けで退職していることが確認できるが、申立人の同僚の証言から、申立人は、勤務の期間は確認できないものの、34月1月以降においても臨時職員又はアルバイトとしてB事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社D部は、申立期間当時、臨時職員及びアルバイトに係る厚生年金保険の被保険者資格については、その取扱いが区々であったと思われると回答している上、申立人が同人と同様に昼間は同じ専門学校で学び、夜間はB事業所でアルバイトをしていたとして氏名を挙げた同僚には、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、同社の事業主は、必ずしもすべての臨時職員及びアルバイトを厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認できる。

また、申立期間当時にB事業所における厚生年金保険の被保険者資格を有し、臨時職員又はアルバイトとして同事業所に勤務した時間について記憶していた申立人の同僚9人は、いずれも勤務時間は正社員と同様の8時間であったと証言しているところ、申立人は、申立期間において1日5時間の勤務であったと述べており、この同僚9人とは、雇用形態が異なっていたとうかがえる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与か

ら控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 25 日から 62 年 12 月 2 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が当時の実際の報酬月額と大幅に相違する。同社では、外交員として勤務しており、歩合給を含め毎月 50 万円ないし 60 万円の報酬を受け取っていた。厚生年金保険料も毎月 2 万 5,000 円ないし 2 万 9,000 円は控除されていたと思うが、日本年金機構の記録する標準報酬月額は 17 万円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より大幅に低い金額となっていると主張しているが、申立人がほぼ同じくらいの給与額であったと供述している同僚と申立人の標準報酬月額は、申立期間の大部分について一致する上、申立人が当時の上司として記憶する者の標準報酬月額についても、申立人が主張する給与額よりも低いことが確認できる。

また、A社が保管する昭和 59 年 2 月 25 日、60 年 12 月 12 日、及び 62 年 11 月 26 日の各時点において作成された社員管理表に記載された申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、同事業所の担当者は、「社員管理表に記載された申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える金額は控除していない。」と証言している。

さらに、A社は、「申立期間当時は、歩合給部分を除いた給与額を標準報酬月額として届け出、この届け出た標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を控除していたが、昭和 63 年度の途中から外務員報酬として扱っていた歩合給を標準報酬月額の算定基礎に含ませたとと思われる。」と回答しており、申立期間については、歩合給部分を除いた給与月額が標準報酬月額として届け出られ、同額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

加えて、A社は賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。